

○警察署協議会事務処理要領

平成 13 年 5 月 25 日

埼例規第 64 号・総

警 察 本 部 長

警察署協議会事務処理要領の制定について（例規通達）

警察法（昭和 29 年法律第 162 号）第 53 条の 2 の規定に基づき、警察署協議会条例（平成 13 年埼玉県条例第 45 号）等が施行されることに伴い、その事務処理要領を別添のとおり制定し、平成 13 年 6 月 1 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

警察署協議会事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、警察署協議会の委員の委嘱等に関する規程（平成13年埼玉県公安委員会規程第8号。以下「規程」という。）第6条に基づき委員の委嘱等の事務に関する細目的事項を定めるほか、警察署協議会の設置に伴い必要となる警察措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員候補者の選定)

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、規程第2条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる者のうちから、委員候補者を選定するものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 産業界の関係者
- (3) 地域活動の関係者
- (4) 市町村の職員
- (5) その他地域の実情に精通している者

2 署長は、前項の委員候補者の選定に当たっては、居住地域、性別、年齢層及び職域が偏ることがないようにするとともに、学生、外国人等を含む地域住民の幅広い意見を聴取できる委員構成となるよう配慮するものとする。

(委員候補者の上申)

第3条 署長は、前条により選定した委員候補者の委嘱受諾の意思を確認の上、総務部総務課長（以下「総務課長」という。）を経て埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対し、警察署協議会委員候補者報告書（別記様式第1号。以下「候補者報告書」という。）に警察署協議会委員候補者資料（委員名簿）（別記様式第2号。以下「候補者資料」という。）を添えて上申するものとする。ただし、現に委員である者の再任に係る上申をする場合で、氏名、住所、職業等に変更がないときは、候補者資料の添付を省略することができる。

2 総務課長は候補者報告書及び候補者資料を、署長はこれらの写しをそれぞれ保管するものとする。

(委嘱状の交付等)

第4条 署長は、委嘱状を交付したときは、その旨を総務課長を経て公安委員会に報告すると

ともに、候補者資料の写しに委嘱状を交付した旨を記載の上、委員名簿控えとして保管するものとする。

2 総務課長は、委嘱状を交付した旨を候補者資料に記載の上、委員名簿として保管するものとする。

(委員の解嘱)

第5条 署長は、委員から解嘱の願出があったときは、当該委員に対し、解嘱願出書（別記様式第3号）の提出を求め、これを警察署協議会委員解嘱上申書（別記様式第4号。以下「解嘱上申書」という。）に添付して上申するものとする。

2 署長は、前項に規定する場合のほか、委員に委員たるにふさわしくない非行があった場合その他解嘱すべき特別の理由があると認める場合には、解嘱上申書により、総務課長を経て速やかに公安委員会に当該委員の解嘱を上申するものとする。

3 署長は、委員に解嘱通知書を交付したときは、委員名簿控えにその旨を記載し、解嘱上申書の写しに解嘱願出書の写し（願出のない場合を除く。）を添えて保管するものとする。

4 総務課長は、委員が解嘱されたときは、委員名簿にその旨を記載し、解嘱上申書に解嘱願出書又は弁明通知書の写しを添えて保管するものとする。

(補欠の委員候補者の上申)

第6条 署長は、委員に欠員が生じたときは、補欠の委員候補者を上申するものとする。

(協議会の庶務)

第7条 協議会の庶務は、警察署の警務課において処理する。

(意見の聴取)

第8条 署長は、協議会において、次に掲げる事項に関して意見を聴取するものとする。

- (1) 地域における安全に関する翌年の年間業務重点
- (2) 一定の期間ごとの業務の状況及びその後の業務運営の在り方
- (3) 住民等が解決を望んでいる事項その他特に意見を聴取する必要があると認められる事項

2 署長は、協議会において意見を聴取するに際し、広く警察署の業務運営の考え方について説明し意見を聴取するとともに、委員の理解と協力を求めるものとする。この場合において、招集によらない会議を開催するときは、意見書（別記様式第5号）により、委員の意見を聴取するものとする。

(関係所属長の協力)

第9条 署長は、協議会の運営に関し関係する所属長の協力を求めることができる。

2 所属長は、前項の署長の求めに応じ必要な協力を行うものとする。

(意見の尊重)

第10条 署長は、警察署の業務運営に当たり、協議会の意見を尊重するものとする。

2 署長は、協議会から聴取した意見で他の行政機関に関連するものについては、当該行政機関との連携を図り、その対応に努めるものとする。

(開催結果の報告)

第11条 署長は、協議会開催の都度、警察署協議会開催状況について、警察署協議会開催結果について(報告)(別記様式第6号)により総務課長を経て警察本部長に報告するものとする。総務課長は、各警察署協議会の開催状況を取りまとめて、定期的に公安委員会に報告するものとする。

実施日

この例規通達は、平成13年6月1日から実施する。

実施日(平成31年3月29日務第827号)

この通達は、平成31年4月1日から実施する。

実施日(令和元年8月22日総第382号)

この通達は、令和元年8月22日から実施する。

実施日(令和3年3月30日務第670号)

1 この通達は、令和3年4月1日から実施する。

2 この通達の実施の際、この通達による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

実施日(令和5年3月31日総第134号)

この通達は、令和5年4月1日から実施する。

別記様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

埼玉県公安委員会 殿

警察署長

警察署協議会委員候補者報告書

No.	氏 名 (年齢)	性別	職 業 (地位・役職)	所 属 団 体 等 (名称及び団体等の推薦の有無)	上 申 理 由
	(歳)				
	(歳)				
	(歳)				
	(歳)				
	(歳)				
	(歳)				

(注) 行が不足するときは、適宜追加すること。

別記様式第2号（第3条関係）

警察署協議会委員候補者資料（委員名簿）

一連番号 (警察署)	
1	(ふりがな) 氏 名 生年月日 年 月 日生 (歳) 男・女
2	現住所 (〒 -) <div style="text-align: right;">(TEL ())</div>
3	職業(勤務先・団体名・役職名) <div style="text-align: right;">(TEL ())</div>
4	経歴等
5	備考(所属団体等)

※ 以下の欄については、警察署、警察本部がそれぞれ独自に記載すること。

委嘱年月日 (交付年月日)	解嘱年月日	備 考
年 月 日 (年 月 日)	年 月 日 解嘱事由	
年 月 日 (年 月 日)		
年 月 日 (年 月 日)		

解 嘱 願 出 書

年 月 日

埼玉県公安委員会 行
(警察署経由)

住所
氏名 (自署)

次の理由により、警察署協議会委員を解嘱されますようお願いいたします。

記

- 1 所属警察署協議会
- 2 願出申出の理由

埼玉県公安委員会 殿

警察署長

警察署協議会委員解嘱上申書

次の者は、警察署協議会条例第3条第4項の規定に該当すると認められるので上申します。

対 象 者 氏 名 職 業 年 齢	
委 嘱 年 月 日 役 職	
解嘱上申事由	
事実認定資料	
そ の 他	
※審 査 結 果	

備考 ※欄は、警察署において記載しないこと。

年 月 日

警察署長 殿

氏名

意見書

第 回警察署協議会における諮問に対して、以下のとおり意見を申し上げます。

諮問に対する意見	
その他の 意見・要望	

年 月 日

埼玉県警察本部長 殿

警察署長

警察署協議会開催結果について（報告）

みだしのことについては、次のとおりであるから報告する。

記

1 開催状況

別添「警察署協議会議事録（写し）」のとおり

2 その他参考事項